

岡谷市学童クラブ条例施行規則の改正について

改正の趣旨

学童クラブ使用料の納期限が毎月 20 日となっており、民間企業等の給料日より前で資金不足により口座振替ができないケースがある。納期限を変更することにより効率的な使用料収納をしていくため改正を行う。

改正内容

○納期限の変更

使用月の翌月 20 日を、使用月の翌月の末日に変更する。

新旧対照表

○岡谷市学童クラブ条例施行規則

現 行 旧	改 正 新
<p>第 6 条</p> <p>学童クラブに入所している児童等の保護者は、口座振替又は納付書により、学童クラブを使用した月の<u>翌月の 20 日</u>までに、当月分の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>第 6 条</p> <p>学童クラブに入所している児童等の保護者は、口座振替又は納付書により、学童クラブを使用した月の<u>翌月の末日</u>までに、当月分の使用料を納付しなければならない。</p>

規則改正内容

岡谷市学童クラブ条例施行規則の一部改正する規則

岡谷市学童クラブ条例施行規則（平成 18 年岡谷市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「20 日」を「末日」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（※平成 30 年 4 月利用分から適用する。）